

写

2消安第1736号  
2生産第750号  
2政統第810号  
令和2年7月10日

東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州農政局 消費・安全部長 殿  
生産部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長  
消費・安全局植物防疫課長  
消費・安全局動物衛生課長  
生産局農業環境対策課長  
政策統括官付穀物課長  
政策統括官付地域作物課長

「令和2年7月豪雨」に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

令和2年7月豪雨については、河川の氾濫や土砂災害などで各地で被害が発生しているところである。

気象庁発表の「梅雨前線に伴う大雨の見通し（令和2年7月9日）」によれば、さらに少なくとも12日頃までは大雨が続く恐れがあると見込まれており、広範囲で農作物等への被害の拡大が懸念される場所である。

このため、「農業技術の基本指針（令和2年改定）」（農林水産省ホームページ公表 [https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g\\_kihon\\_sisin/r2sisin.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r2sisin.html)）を踏まえ、作業者の安全確保を最優先に、二次災害の防止を徹底するよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも十分配慮しつつ、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、〔貴局管内の都府県に対し、〕技術指導の徹底を図りたい。

## 記

### 【共通事項】

1 人命第一の観点から、大雨、異常出水時においては、農地や農業用施設等の見回りについては、最新の気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないこと。また、大雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。

特に、これまでの記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の防止に努めること。

2 病害虫への対策については、ほ場の冠水又は浸水、過湿などにより病害虫の被害を受けやすいことから、都道府県病害虫防除所から発表される発生予察情報に基づき、適期防除に努めること。また、防除に必要な農薬の供給が不足しないよう、必要に応じて、農薬の販売店や農業協同組合等に対し、必要な農薬が供給されるよう要請すること。

3 浸水等の被害があった地域では、あらかじめ乾燥調製施設、集出荷施設等の被災状況を把握し、収穫、乾燥調製、選別、出荷等に支障が生じるおそれがある場合は、地域内の施設等の受入計画等の見直し、代替的に利用可能な施設・機械等の確保に努めるなど、円滑な収穫、出荷等が行えるよう検討すること。

4 被災後、機器等への通電を再開する際には、使用マニュアルなどにより手順や注意事項を確認するとともに、漏電やショートに留意した対応を行うこと。特に、一定程度浸水した農業機械は、スイッチを入れた場合にエンジン破損やバッテリー、電子制御装置等の漏電、発火の危険がある。このため、メーカーによる点検を受けるまではスイッチを入れないこと。

5 暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るよう心掛けること。特にマスクを着用して作業を行うときには注意し、屋外やハウスで人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクを外すなど対処すること。

また、高齢者は、のどの渇きや暑さを感じにくく、知らず知らずのうちに熱中症にかかりやすいことから、単独作業にならないよう定期的に異常がないか巡回を行うなど、効果的な注意喚起を行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

([http://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_nou.pdf](http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf)) 及び「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

([https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_tik.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf)) に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、必要な対策を実施すること。

特に屋外やハウスでの作業におけるマスクの着用については、「令和2年度の熱中症予防行動を踏まえた新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの補足について」（下記URL）を参照のこと。

([http://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/nougyouguidline\\_hosoku.pdf](http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/nougyouguidline_hosoku.pdf))

### 【水稲】

1 冠水時には排水路等を通じて速やかな排水に努め、排水後は、今後の気象状況や生育状況に注意し、必要な場合は白葉枯病等の防除を適切に行うこと。

2 冠水被害を受けた稲体は水分調節、肥料吸収等の機能が低下していることから、根の活力を

旺盛に保つよう水管理を徹底するとともに、応急的に通水し、水分の補給に努めること。

- 3 低温・寡照の傾向がある地域においては、生育進度に合わせた深水管理やいもち病の防除を適切に行うこと。

#### 【麦類】

赤かび病等が発生したほ場では、健全なほ場と分けて収穫・乾燥調製を行うとともに、乾燥調製施設の荷受時においても品質のチェックを入念に行い、健全粒との仕分けを徹底すること。

#### 【大豆】

- 1 浸水や冠水等により再は種を行う場合は、は種晩限に注意しつつ、は種時期に応じ、は種量を増やす等により苗立ち数等の確保に努めること。また、止むを得ず転用種子を用いる場合も、発芽率等を確認した上で必要に応じ、は種量を増やす等により苗立ち数等の確保に努めること。
- 2 土壌の多湿状態が長期間継続すると、土壌中の酸素不足による根粒菌の活性の低下や茎疫病の増加が懸念されるため、排水対策を実施するとともに、天候の回復後、排水後のほ場の状況等を勘案し、中耕や培土を実施すること。

#### 【てん菜、ばれいしょ、かんしょ、そば、さとうきび】

ほ場が滞水した場合には、速やかに排水されるよう溝切り等を行うこと。

特に、かんしょについてサツマイモ基腐病が発生している地域においては、天候回復後速やかに、予防農薬の散布をこまめに行うこと。

#### 【葉たばこ】

成熟期に浸水、冠水した場合は、葉の傷みが早くなることから、なるべく合葉、本葉の良質葉から収穫・乾燥すること。

#### 【茶】

- 1 葉が損傷を受けている場合は、殺菌剤を散布し、病原菌の侵入を防止すること。先枯れ、枝枯れなど被害が大きな場合は、被害直後に整枝やせん枝を行わず、被害部位を確認し、樹勢の回復を待って秋整枝する等、翌一番茶に向けて樹勢回復、葉層確保に努めること。
- 2 土壌流亡が激しい場合には、客土や堆肥の施用等により作土層を確保するとともに、必要に応じて追肥を行うこと。幼木園で、株元の土が流亡したり、茶樹が横倒しになったりしている場合には、速やかに土寄せを行い踏み固めること。また、欠株が生じた場合は、秋以降に補植を行うこと。
- 3 浸水等により茶工場にて荒茶製造ができない場合には、近隣の茶工場と連絡調整を行った上で、受入可能な茶工場に生葉を搬入して製造する等、工場間連携に努めること。

#### 【野菜】

- 1 冠水や浸水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。
- 2 防除用設備（配管、水槽、スプリンクラー、防除機材等）が破損するなど、既存の管理・防除手段が使えなくなった場合には、他の管理・防除設備等の手配など、代替手段の確保に努め、適期防除を徹底すること。

- 3 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。
- 4 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。

### 【果樹】

- 1 園内に流入した土砂が堆積している園地においては、樹勢の低下を防止するため、可能な限り早急に土砂を取り除くこと。園内全体の土砂を取り除くことができない場合は、樹冠下部だけでも取り除くこと。

すぐに土砂を取り除けない場合は、土砂撤去までの応急措置として、土砂の乾燥を待つて、シャベル等で地表面より深くまで到達するように割れ目を入れ、土壌の通気確保を行うこと。

浸水により園内の土壌が流され、根が露出している場合は、なるべく早く客土を行い根の乾燥を防ぐこと。応急的には、シートやマルチで覆って根の乾燥を防ぐこと。

園内作業道周辺に土砂が堆積している場合は、早期復旧に向けた作業を効率的に行うため、作業道周辺の土砂の除去も合わせて行うこと。また、園内の側溝に土砂が堆積している場合は、排水性及び安全性確保のため、土砂の除去を行うこと。
- 2 被害を受けた樹体に対しては、樹勢の回復に取り組むこと。その際、以下のことに留意すること。
  - ア 浸水被害を受けた樹体については、水没した部分の果実をつけたままにしておくことと樹体に負担がかかることから、摘果すること。
  - イ 枝折れした場合は切り戻しを行い、切断面に保護剤を塗布すること。軽い股裂けの場合は、ひも等で結束して傷口に保護剤を塗布し、樹勢回復を図ること。
  - ウ 樹体が倒伏した場合は、可能な限り根を痛めないように樹体を起こし、根元に土を寄せること。状況によっては、無理に引き起こしはせず、傾いたまま主枝の更新で対応すること。
  - エ 樹勢低下がある場合、地上部の枝を適度にせん定し、摘果によって着果負担を少なくすること。
  - オ 葉の巻き症状が見られる等、樹体が衰弱しており枯死に至る可能性が高い場合は、改植を検討すること。
- 3 かんきつのかいよう病及び黒点病、りんご及びびなしの黒星病、もものせん孔細菌病等の病害虫が発生しやすい状況となっていることから、枝、葉及び果実に付着した泥の洗浄や、病原の温床となり得る折損した枝や被害果の除去に努めるとともに、追加防除を実施するなど、新たな病害虫の発生抑止に向けた対策に努めること。
- 4 防除用設備（配管、水槽、スプリンクラー、防除機材等）が破損するなど、既存の管理・防除手段が使えなくなった場合には、他の管理・防除設備等の手配など、代替手段の確保に努め、適期防除を徹底すること。

### 【花き】

- 1 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がり防止すること。
- 2 折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努めること。
- 3 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やか

に作動状況の点検を行うこと。

- 4 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植え替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。
- 5 天候の回復に伴い、気温が急上昇し、高温障害を生じやすいので、切り花については、朝・夕の気温の低い時間に採花し、常温で長時間放置しないこと。また、エチレンによる劣化を防ぐため前処理剤を使用し品質の維持に努めること。

### 【園芸用施設】

#### 1 施設内の安全確認

ハウスに入る前に、燃油、ガス等の臭いがいないか、破損したガラスがないか等を確認し、安全を確保すること。また、燃料のタンクや配管、暖房機から燃料の漏れがないか、機器が安全に運転可能な状態かを十分に確認すること。

#### 2 被害状況の把握と当面の対応

ハウス内に雨水が浸水した圃場では、換気を図るなどして湿度の低下に努めること。被害の状況を把握し、ハウス等の損傷がある場合や、かん水施設や暖房機の配管の断裂等がある場合は、早期に修理するとともに、補修にかかる資材の調達が困難な場合は、当面の栽培管理への影響を軽減できるよう、補強やテーピング等の応急措置を行うこと。

#### 3 停電復旧後の対応

停電があった地域では、加温、天窓、被覆、養液栽培等を制御する機器の条件設定が初期化される場合があることから、停電復旧後、設定を確認するとともに、天窓、側窓、内張カーテン等が正常に作動するかを確認し、異常がある場合には修繕すること。

### 【畜産】

被害を受けた畜産経営に対し、地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、「台風等災害発生時の家畜飼養の継続に向けた指導の徹底について（平成29年7月14日付け29生畜第472号、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長連名通知）」（[http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/attach/pdf/higai\\_boushi-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/attach/pdf/higai_boushi-1.pdf)）を踏まえ、以下について指導の徹底を図らねたい。

- 1 天候の回復後、安全を確認した上で施設や圃場を点検し、被害状況を被災時の緊急連絡先（役場、農協、家畜保健衛生所など）に報告するとともに、死亡した家畜の処理や畜舎の排水・消毒などについて家畜保健衛生所などに必要な指示を仰ぐこと。また、停電が続いている場合は、発電機を利用した搾乳、生乳冷却等に努めること。
- 2 再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、浸水、冠水を受けた畜舎等においては速やかな排水に努め、排水及び土砂を除去した後、畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染があれば、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。さらに、給水設備に土砂等が流入している場合は除去した後、飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講ずるよう努めること。
- 3 死亡した家畜については、衛生状態が悪化しないよう、適切な処理を行うこと。なお、死亡牛のBSE検査については、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づき、検査材料の採取が困難な場合には検査を除外することが可能である。
- 4 道路の寸断等により飼料の搬入等が困難で、かつ、その状況の長期化が想定される場合には、家畜の生命維持を優先に飼料の給餌量を通常より減少することや、付近の野草等を利用するこ

と等も検討すること。また、行政機関や生産者団体等との連携により、安全に配慮しつつ、予め避難候補先としている付近の公共牧場などに家畜を移動させることも検討すること。

- 5 水濡れ、土壌の付着などにより、品質が低下した飼料の給与は家畜への健康被害や畜産物を通じた人の健康への影響の懸念がある場合は中止すること。健康への被害や影響が明らかでない場合には、家畜保健衛生所などの指示を仰ぐこと。飼料の品質が低下しているもののこれらの影響が想定されない場合で、代替飼料が確保できないなどの理由によりやむを得ず給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性等が低下することのないよう注意すること。
- 6 倒伏、冠水などにより、飼料作物が被害を受け、減収が懸念される場合などには、代替となる飼料作物の作付や、稲わら等の農産副産物の確保等により、良質な粗飼料の確保等に努めること。